

日義学発第 1 号
平成 23 年 5 月 12 日

厚生労働大臣 細川 律夫 様

日本整形外科学会
理事長 岩本 幸英



日本リハビリテーション医学会
理事長 里宇 明元



日本運動器科学会
理事長 伊藤 博元



日本臨床整形外科学会
理事長 藤野 圭司



日本義肢装具学会
会長 飛松 好子



東日本大震災等による被災者に係る補装具の支給について (お願い)

日頃よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震および 12 日の長野県北部の地震では多くの方々が被災され、日常使用されていた補装具が壊れてしまった方、あるいは津波で流されなくしてしまった方も沢山おられ、早急な修理や再交付を希望されています。しかしながら、申請手続や避難先での対応など、様々な不便が生じています。また、被災した方々のみならず、福島原発の避難者においても、同様のことが見受けられる状況にあります。

補装具は、障害者の移動を始めとする日常生活に必須のものであり、避難生活における生活の不便を軽減するためにも早急に必要とされるものです。

また、治療上補装具等が必要になる疾患も整形外科やリハビリテーション科の疾患には多く見受けられます。しかし、これらの補装具についても、被災者、避難者にあっては製作代金の請求・支払に関して不安があるため、円滑に治療が進められない例が見られます。

こうした状況を踏まえ、補装具の支給については、今後の避難生活の長期化も見据え、一時的ではなく、補装具の支給システムとしての継続的な形での対応が必要であります。

被災された方々が安心して適切な福祉および医療を受け、必要とする補装具が使用、製作できるよう、補装具に関わる、医療、学術団体として次のとおり要望いたします。

1. 障害者自立支援法による補装具の支給に関して、平成 23 年 3 月 24 日の事務連絡を基に具体的な請求手続きなどについて、各地方自治体及び避難所・使用者への周知徹底を再度図っていただきたい。
2. 被災者、避難者、補装具製作者の負担軽減及び補装具の製作の迅速化を図るため、補装具の支給に係る判定手続きについては、避難所等に職員が赴いたり、書類審査で可とするなど、被災者の状況を踏まえて必要な配慮を行うよう地方自治体に注意を喚起していただきたい。特に交通事情の悪い避難所などにおいても補装具支給が迅速に行われるよう何らかの処置をお願いしたい。
3. 補装具製作者が地方自治体から迅速に補装具費の支払いを受けられるよう請求に係る手続きの簡略化を図るよう、地方自治体へ指導していただきたい。
4. 遠隔地の他の地方自治体に避難された方においても、避難先で補装具製作や補装具費の支給に不便が生じないよう必要な配慮を行うよう、地方自治体に注意を喚起していただきたい。
5. 治療用補装具に係る費用は療養費払いとなっているため、患者が全額を一時的に立替え払いを行う必要があるため、患者が支払えない例や、製作者側において支払いの不安を理由に製作できないなど、治療に支障をきたすことも生じている。このため、補装具製作者による各保険者への費用の代理請求や、地方自治体による費用の一時立替えなど、何らかの対応策を講じていただきたい。

以上、補装具に関わる医療、福祉が滞りなく行われるよう、何卒、ご検討のうえ、必要な措置が講じられるよう、よろしくごお願い申し上げます。

謹白